

鹿屋市ハンセン病問題啓発用映像媒体（DVD等）貸出要領

（目的）

第1条 この要領は、ハンセン病問題に対する正しい知識及び理解の普及啓発を行うため、DVD、ブルーレイディスクその他ハンセン病問題啓発用映像媒体（以下「DVD等」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

（貸出対象）

第2条 DVD等の貸出対象となる者は、鹿屋市民とする。ただし、市長が認めるものに関しては、この限りでない。

2 学校、事業所等の団体において、授業、人権研修その他行事（以下「授業等」という。）にDVD等を使用する際には、DVD等の貸出対象となる者は、授業等の責任者とする。

（貸出期間）

第3条 DVD等の貸出期間は、最長7日とする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、期間を延長することができる。

（経費）

第4条 DVD等の貸出しは無料とする。

（貸出申請）

第5条 DVD等の貸出しを希望する者（以下「申請者」という。）は、ハンセン病問題啓発用DVD等借用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（貸出承認）

第6条 市長は、申請者から前条の申請を受理したときは、これを審査し、適当と認められる場合は貸出しを承認するものとする。

（貸出中の管理）

第7条 申請者は、DVD等を常に良好な状態での管理及び使用に努めることとする。また、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- （1）DVD等は、その映像媒体の再生が可能な機器により適切に使用すること。
- （2）DVD等を目的外に使用しないこと。
- （3）DVD等を複製しないこと。
- （4）DVD等を処分、転貸、又は譲渡しないこと。

（実績報告）

第8条 申請者は、授業等においてDVD等を使用した際は、返却時にハンセン病問題啓

発用DVD等使用実績報告書（第2号様式）を提出しなければならない。

（損害賠償）

第9条 申請者は、DVD等はその責めに帰すべき理由により故障、破損又は紛失させた場合には、市長の指示に従い、その者の負担においてこれを補償し、又は修理するものとする。

（返還）

第10条 市長は、特に必要と認めた場合は、申請者からDVD等を返還させることができる。

（損害賠償責任）

第11条 市長は、DVD等の使用により生じた事故に対しては、一切の責任を負わない。

附則

この要領は、平成28年2月1日から施行する。